

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	企画政策部 都市計画課 都市計画担当	
許 認 可 等 名	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の許可	
根 拠 法 令	都市計画法	
根 拠 条 項	第53条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5249)	
審 査 基 準	基 準	別紙「都市計画法第53条許可申請について」のとおり。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (平成27年10月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 10日 (休日を除く)
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)